年末調整代行　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と税理士✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、甲の令和○年の年末調整に関する以下の業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

①　申告書類の作成及び印刷

②　申告内容及び申告書類の確認

③　申告書類の管轄機関への提出代行

④　年末調整データの作成

2　甲は、本件業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料を、乙の求めに応じ、適切に提供する。

3　甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は、甲において負担するものとする。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年〇月〇日までの○日間とする。

第３条

甲は乙に対し、本件業務委託料として、金○○円を支払う。支払は、乙の業務終了後 １カ月以内に、乙の指定口座に振り込むものとする。振込手数料は甲が負担する。

２　本件業務において乙が負担あるいは立替えた費用がある場合は、業務終了後●日以内に乙から甲へ明細を提示して請求し、甲は前項の本件業務委託料の支払と合わせて当該費用を支払うものとする。

第４条

乙は、甲から乙に開示又は提供された個人番号及び特定個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なしに当該情報を第三者に開示・漏洩してはならない。

第５条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

⑴ 自らまたは自らの従業員または執行役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

⑵　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第６条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第７条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第８条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　税理士事務所名及び税理士名　　　　　　　　印